

2013.02.18

## ミャンマー法務事情（7）－税金

昨年 11 月に外国投資法（Foreign Investment Law）が可決されたのに伴い、本年 1 月 30 日に、国家計画経済発展省は、ミャンマー投資委員会通知 2013 年第 1 号として、外国投資規則を發布しました。その内容については、詳細が分かれば次回にご報告致しましょう。今回は税金の話ですが、会社に関係する部分だけの大まかなご報告になることをお許し下さい。

### 1. 適用される法律

ミャンマーでは、1975 年に施行された所得税法が、その後、2006 年に改正され、2012 年 4 月 1 日付けでさらに改正され、個人法人を問わず適用されます。

### 2. 所得年、税務申告期限

ミャンマーでは、会計年度は納税者全て一律 4 月 1 日から 3 月 31 日までとされ、6 月末までに直前の会計年度の税務申告を内国歳入局（Internal Revenue Department）に行わなければなりません。

### 3. 会社にとっての所得の意味

会社法及び 1950 年特別会社法により設立された会社については、チャットによる総収入の 25%とされています。総収入には、事業収入、すなわち物の売買等による収入が含まれますが、キャピタルゲインは課税が別個にされることとなっているので含まれません。所得税規則で定められた収入に関連して支出された費用や減価償却などは、収入からの控除の対象となります。キャピタルゲインに対しては、居住外国人には 10%、非居住者の外国人には 40%課税されます。

### 4. 源泉税

従業員の給与にかかる税金の他、居住者でない外国人に払う利息には 15%、特許や商標に関するライセンスのロイヤリティに関しては、居住者については 15%、居住者でない外国人に対しては 20%、外国人の契約相手に対して払う金員については居住者の場合 2.5%、非居住者の場合には 3%を源泉控除して、納税しなければなりません。ミャンマーは、未だ日本とは二国間租税条約は締結していません。

## 5. 通商税 (Commercial Tax)

物品の売買については、所得税の他、1990年から1991年の事業年度以降通商税が課せられています。付加価値税という意味合いは持つに至っていないとのことですが、国内で生産された物についても、輸入された物についても、7つのカテゴリーに分けて、必需品として課税の対象とされないものから、5%から最高200%の税金が課せられるものまであります。国内生産品については、商品の収益を基準に、輸入品については、輸入時点での物品にかかる費用を基準に課税されます。

## 6. 関税

ミャンマー関税法は1992年3月に施行され、1996年改正、2003年改正を経て現在に至っています。関税の率は、無税の物から贅沢品についての40%課税まで率が異なります。

本記事は、先月の報告に続き、2012年8月にヤンゴンを訪問し、お会いしたDFDLMekongのパートナー、James Finch 弁護士からいただいた、2011 - 2012 | MYANMAR | LEGAL, TAX & INVESTMENT GUIDE 及びJetroのミャンマー投資制度の2012年9月28日付けのHPの記事を参照いたしましたが、文責は筆者にあります。

筆者 弁護士苗村博子 弁護士法人苗村法律事務所 所長

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。